

やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金 Q&A (更新日：令和6年10月25日)

Q1. 国や市町村の補助金と併用は可能ですか。

A1. 県としては国や市町村の補助金との併用を可能としていますが、国や市町村によっては併用を不可としている場合もありますので、各補助金の窓口にご確認ください。
なお、補助対象が同じ県の補助金は併用できません。

【併用できない県の補助金】

- ・県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
- ・やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金

Q2. 補助金の申込みはどのタイミングで提出しますか。

A2. やまがた省エネ健康住宅の設計認証申請書を提出した後に申込みをすることができます。なお、同時提出も可能です。

Q3. 補助金の交付申請書兼実績報告書はどのタイミングで提出しますか。

A3. 住宅が完成し、やまがた省エネ健康住宅の認定証の交付を受けた後に補助金の申請を行うこととなります。
なお、建設認証申請書と補助金の申請書は同時に提出することも可能です。

Q4. 補助金の申請期限はいつまでですか。

A4. 申請期限は令和7年3月10日(月)です。

Q5. 申請書等に署名や押印は必要ですか。

A5. 署名や押印は不要です。

Q6. 請負契約書の契約者が連名の場合は、申請者はどうすればよいですか。

A6. 請負契約書の契約者が連名の場合の申請者は、契約者の代表者1名としてください。

Q7. 所得制限(所得が1,200万円以下)については、世帯所得と個人の所得のどちらで判断しますか。

A7. 個人(契約者の代表者である申請者)の所得で判断します。

Q8. 建売住宅は補助金の対象となりますか。

A8. 建売住宅は補助金の対象となります。(申請時点で竣工日から2年以内で人が住んだことがない住宅に限る)

Q9. 店舗併用住宅は補助金の対象となりますか。

A9. 店舗併用住宅は補助金の対象となります。

Q10. 集合住宅(アパート、マンション等)は補助金の対象となりますか。

A10. 集合住宅は補助金の対象外となります。

Q11. やまがた省エネ健康住宅の要件となっている気密（C 値）が基準を満たさなかった場合、補助金を受けることはできませんか。

A11. やまがた省エネ健康住宅の認定証の交付を受けることが補助金の要件となっていますので、気密の基準に満たない場合は、補助金の交付を受けることができません。

Q12. 申請書の添付書類である口座振替申出書に、預金通帳の写しを添付することになっていますが、キャッシュカード（口座番号、氏名が確認できるもの）の写しでもよいですか。

A12. キャッシュカードの写しでもよいですが、本・支店名や預金種目など、口座振替申出書の記載内容と全て整合していることが分かる資料も追加で添付してください。

【追加で添付する資料の例】

- ・画面のスクリーンショットを印刷したもの など

Q13. 申請書の添付書類として所得証明書の写しを添付することになっていますが、代わりに他の書類を添付してもよいですか。

A13. 市町村が発行した、所得が 1,200 万円以下であることが確認できる書類であれば支障ありません。

なお、所得とは以下の金額を指します。

- ・1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入から給与所得控除などの必要経費を差し引いた金額
- ・給与所得だけでなく、不動産所得や雑所得なども含めた総所得金額

【所得証明書の写しの代わりにする書類の例】

- ・課税証明書の写し

【所得証明書の写しの代わりにならない書類の例】

- ・源泉徴収票の写し

Q14. 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類として住民票の写しを添付することになっていますが、同じ土地での建替えであり、新築住宅の完成前後で住民票の内容に変更が無い場合、新築住宅完成前の日付で発行された住民票の写しの添付でもよいですか。

A14. 新築住宅完成後の日付で発行された住民票の写しの添付が必要です。